

令和5年度 健康保険組合実地指導監査結果 (主な指摘事項)

項 目		指摘事項	根拠・参考
組 織	1	監事の選出について、健康保険法第21条第4項に基づき、組合会において行うこと。	健康保険法第21条第4項
	2	理事会・組合会 監事の選出について、選定議員のみで選定監事、互選議員のみで互選監事を選出しているため、健康保険法第21条第4項の規定に基づき適正に行うこと。	健康保険法第21条第4項
	3	規約・諸規程 各種規程の改正が行われていないまま、現行の取扱が行われているのでこれを改めること。	健康保険法施行規則第15条
	4	個人情報保護 「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付個情第538号・保発0414第18号）に基づき、個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制を整備すること。	平成29年4月14日付個情第538号・保発0414第18号通知
	5	個人情報保護 個人情報保護管理規程及びシステム等運用管理規程に基づき、規定された対象者に対し適切に研修を実施するとともに実施内容等を記録し保存すること。	平成14年12月25日付保発第1225001号通知 平成29年4月14日付個情第538号・保発0414第18号通知
	6	個人情報保護 「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、個人情報の業務委託先を組合員に対して継続的に公表すること。	平成29年4月14日付個情第538号・保発0414第18号通知
	7	個人情報保護 保有個人データに関する開示等の各種手続及び苦情の申出先等を公表すること。	平成29年4月14日付個情第538号・保発0414第18号通知
	8	個人情報保護 統合専用端末に使用するUSBメモリについて、当該業務専用のものとし、利用管理簿を整備のうえ管理すること。	平成30年3月1日付事務連絡「統合専用端末のセキュリティ措置について」
	9	公告 規約の変更に係る公告がされていないため、健康保険法施行令第3条第2項に基づき公告すること。	健康保険法施行令第3条第2項
保 健 事 業	1	データヘルス計画 データヘルス計画について、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16年7月30日付厚生労働省告示第308号）に基づき、分かりやすい形でホームページ等を通じて公表すること。	平成16年7月30日付厚生労働省告示第308号
	2	特定健診・特定保 第3期特定健康診査・特定保健指導の目標実施率は、国の参酌基準に則して設定すること。	高齢者の医療の確保に関する法律第19条、第20条及び第24条
	3	健指導 被扶養者に対する特定保健指導の確実な実施を図ること。	高齢者の医療の確保に関する法律第19条及び第24条
医 療 費 適 正 化	1	被保険者証の検認 被保険者証の検認は、対象者を特定することなく任意継続被保険者を含めて実施すること。	健康保険法施行規則第50条 平成19年2月1日付保発第0201001号通知-別紙2 運営指針5-④ 平成16年10月29日付保発第1029004号通知

適用・保険給付	1	被扶養者の認定	独自の被扶養者認定基準を廃止し、被扶養者の認定については、法令・通知に基づき適正に行うこと。	健康保険法施行規則第38条 昭和52年4月6日付保発第9号・庁保発第9号
	2	任意継続被保険者	任意継続被保険者の資格取得に伴う被保険者証については、保険料納付の有無にかかわらず速やかに交付すること。	健康保険法施行規則第47条
	3		任意継続被保険者に係る資格取得の申出については、健康保険法第37条に基づき適正に取り扱うこと。	健康保険法第37条
	4		任意継続被保険者に対し、保険料の前納制度を周知すること。	健康保険法第165条 健康保険法施行令第48条
	5	教示事項の取扱状況	保険給付にかかる不支給決定通知書には、行政不服審査法改正に則した審査請求等についての教示文を記載すること。	法第189条 平成28年3月28日付事務連絡
財務全般	1	財産管理	前年度収支残金を一時充当した場合は、決算残金処分を組合会に付議するまでに必ず返還すること。	平成23年12月26日付保保発1226第1号通知
	2		会計事務取扱規程に基づき、金庫の鍵は、理事長（常務理事）が管理すること。	平成23年12月26日付保保発1226第1号通知
	3	帳簿・証拠書	前金払整理簿について、平成19年2月1日付保保発第0201001号通知に基づき整備すること。	平成19年2月1日付保保発第0201001号通知
	4		準備金及び積立金台帳について、「健康保険組合の準備金及び任意積立金の台帳について」（平成18年4月5日付事務連絡）に基づき、「内訳簿」「明細簿」を整備すること。	平成18年4月5日付事務連絡
	5	支出	前金払は、支払先の義務履行が会計年度内に得られるものに限ること。	平成19年2月1日付保保発第0201001号通知
	6		予算に定めた各項の金額は、健康保険法施行令第16条第3項に基づき、組合会の議決を得たうえで相互に流用すること。	健康保険法施行令第16条第3項
	7	契約	随意契約においては、2者以上からの見積もりを徴する等の比較検討を行い契約すること。また、見積もり書等の検討した経過を保管しておくこと。	平成19年2月1日付保保発第0201001号通知
	8	不正対策	切手・レターバックの管理について、事故防止の観点から受払簿を作成し、定期的に使用状況を確認のうえ、財産管理者の決裁を受けること。	会計事務取扱規程